参考資料３

【令和７年度　市地域自立支援協議会で検討する課題】

類型	No.	区名	報告のあった課題				施策の状況	
			件名（標題）	課題認識	区における取組状況	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
関係機関との連携（障がい児支援における連携）	1	住吉区	地域の小中学校における障がい児の受け入れについて	障がいのある児童が小中学校進学時に普通学校への入学を希望する場合、学校での受け入れ対応については個々に学校と相談することとされているが、学校側での支援内容や支援体制等の情報が不足しており、本人・保護者、本人に関わる相談支援事業所も実際に進学できるかどうかわからず不安になってしまう。	障がい児の入学の受け入れについては、各学校と市教育委員会のインクルーシブ教育推進担当が対応するとされているため、区の福祉担当は関与できていない。	小中学校の就学前の障がい児に対して、入学を希望する学校と早い段階から相談できるよう、案内周知するとともに、入学希望校との相談時に、本人・保護者ならびに本人の支援に関わる相談支援事業所に対して、当該校のこれまでの障がい児の受け入れ状況、支援内容や支援体制について、特別支援教育サポーターの取り組みも含めて丁寧に情報提供して頂きたい。 またその障がい児の入学に際して、どのような支援や配慮が必要となるか丁寧に聴き取り、提供可能な合理的配慮の内容について、建設的な対話を積み重ねて合意を形成頂きたい。また必要に応じて、学校だけでなく市教委インクルーシブ教育推進担当や福祉部局も連携して相談に応じることができる仕組みを作り、周知頂きたい。	・障がいのあるお子様の就学・進学の際の情報提供及び相談については、本市ホームページにて周知するとともに、各区役所から対象の保護者様へ毎年配付される「学校案内」にも掲載している。さらに、就学リーフレットを直接または、担当課を通じて各区役所、幼稚園、認定こども園、保育所へ配付し周知に努めている。 ・毎年、保護者対象の就学に関する講座(８月)を行っている。 ・保護者からの就学相談に関しては、インクルーシブ教育推進担当の相談員等が電話や来所により応じている。具体的な学校生活の相談や障がい状況に応じた必要な指導・支援などの情報提供については、通学区域の学校が窓口となり行っている。	引き続き、障がいのある児童・保護者の皆様にとって必要となる情報について、関係機関と連携しながら周知に努めるとともに各学校園へ丁寧な情報提供等の対応を指示していく。
関係機関との連携（災害時に備えた連携）	2	淀川区	地域との連携等に向けた具体的対応事例の提示について	行政からの通知文等について、地域でどのように動いていけいけばよいのか分かりにくい場合がある。 【例】 ・個別避難計画作成への協力依頼（地域福祉課）	地域自立支援協議会に参加している事業所においては、意見交換等を実施している。	地域自立支援協議会や地域での検討課題等において、通知文だけでなく具体例等も合わせて通知してもらいたい。	・区役所で進められている個別避難計画策定の取組に関心をもっていただくとともに、区役所等から相談があった際には、可能な範囲で連携いただくなど、災害時の円滑な支援につながるよう、11月14日に福祉局より障がい福祉サービス事業所に対し、災害の発生時に備えたBCPの策定および個別避難計画作成に向けた協力依頼を行った。 ・国が示すBCPにかかる事業所の役割や、区役所における個別避難計画の取組、両者の連携の例などについてまとめた情報について周知。	・個々の個別避難計画の策定にあたってはその人の状況や生活環境、社会環境によってそれぞれ異なることから、具体的な対応例を示すことは困難であるが、介護事業所・障害福祉サービス事業所等が定めるBCPと個別避難計画との関係性は深く、事業所等に対して、実効性のあるBCPの策定に向けた周知を引き続き行ってくとともに、個別避難計画策定への協力等についても合わせて周知していく。
関係機関との連携（触法ケースの地域移行）	3	住吉区	触法ケースの地域移行を進める仕組みづくり	基幹相談支援センターでは、その委託業務内容に触法ケースの地域移行の支援が盛り込まれたが、検察や矯正施設からは移行に際して本人情報の提供もなく、いきなり地域移行の支援や受入れ対応を求められることが相次いでいる。また、触法ケースの地域移行では、矯正施設からの出所等に際して、急いで様々な支援の構築が求められるが、基幹相談センターだけで短期間で全てに対応することは到底困難である。	区において法定ケース会議を活用して各サービス担当者も集まって頂いて検討したが、区の担当によって対応に温度差があり、本人の地域移行後での生活に支障が生じた。また他区では逮捕事例や触法ケースについては対応を忌避されるなど連携してもらえないこともあった。	大阪府や堺市とも連携し、地域移行に際して検察や矯正施設等から、本人の生育歴や触法行為に至った経過・背景、障がい特性、再犯防止のために地域生活で必要となる支援のポイント等の情報が提供されるよう、アセスメントシートを作成し、確実に情報提供される仕組みを整備頂きたい。 触法の移行ケースでは手帳や区分の更新、福祉サービスや医療の利用、保護費の支給等の事務手続きについては、区で行うべく、どの担当も前向きに連携して対応するよう仕組みを明確化し、基幹センターや地域定着支援センターでは、矯正施設等とのやりとりや、本人の福祉サービス利用に向けて各事業所との支援体制の構築、支援方針の共有に専念できるよう、市として各機関の役割分担を明確化し、全区に周知徹底頂きたい。	矯正施設等からの出所にあたっての生活環境調整においては、概ね地域の支援者に必要な本人情報の連携が行われています。 ただし、被疑者等支援業務（入口支援）等においては釈放までの短期間での調整となるため、情報量が少ない場合があります。	地域における支援にスムーズにつなげるため、触法行為の状況やその背景も含めた本人に関する情報が適切に提供されることや、出所後の支援に関する個別ケースへの対応等について、担当部局と調整を図りながら、必要に応じて司法関係機関へ働きかけてまいります。

【令和７年度　市地域自立支援協議会で検討する課題】

類型	No.	区名	報告のあった課題				施策の状況	
			件名（標題）	課題認識	区における取組状況	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
虐待対応	4	生野区	障害者虐待防止の強化と行政の連携改善	市の虐待相談窓口（運営指導課）へ通報しても、担当者によっては「通報か相談か」を通報者に判断させるケースがある。また、不正受給や心理的虐待の事案を通報しても、窓口では本人と事業所との関係悪化を懸念し、適切な対応がなされないケースがある。 さらに、通報後の対応状況が不透明であり、次の支援をどのように進めればよいか判断が難しい。また、事業所の再発防止や意識啓発を進めたいが、必要な情報が不足している。 虐待の判断・認定に至らなかった場合における行政との連携が不十分であり、対応の統一性が求められる。	区が苦情を受けた際、必要に応じて内容の聴き取りを行い、整理した上で情報を局に伝える。	虐待の疑いについての連絡を受けた際は、通報者に「通報か相談か」を判断させるのではなく、「原則通報」として受理し、通報内容を十分に聴取する必要がある。 また、市のホームページ等を活用し、対応事例集等を掲載する等事業所の再発防止や意識啓発を行ってはどうか。	虐待にかかる通報等を受けた場合、担当者によって見解や受理対応に差が生じないよう、「障がい福祉サービス事業等を行う施設・事業所における虐待への対応マニュアル」に則って対応しております。 また、障がい者虐待防止の取組みとして、虐待防止に関する研修の周知や指定障がい福祉サービス事業者等及び指定障がい児通所支援事業者等にかかる集団指導において、「障がい者虐待の理解と防止」（虐待事例の内容を含む）を掲載し、啓発を行っております。	引き続き、担当者によって見解や受理対応に差が生じないよう、「障がい福祉サービス事業等を行う施設・事業所における虐待への対応マニュアル」に則って対応してまいります。 また、事業所における虐待防止の意識啓発につながるよう、今後も虐待防止に関する研修の周知や指定障がい福祉サービス事業者等及び指定障がい児通所支援事業者等にかかる集団指導等において、障がい者虐待の防止に資するような情報を提供してまいります。
重度障がい者への対応	5	都島区	施設入所待機者の解消に向けた仕組みづくり	知的障害等重度な障害があって施設入所を待機していたり、将来は施設入所しか考えられないと思っておられる本人と親の世帯もまだまだ多く、地域生活を続けていくことに不安を抱えながら暮らしておられる。親亡き後ではなく、親が元気なうちに、安心して地域生活を送れるよう制度・サービスの拡充、支援者の確保・育成、社会資源の創出等仕組みづくりが必要である。	区自立支援協議会および各部会でも様々に取組みを行っているが、親だけが障害ある本人の生活を支えざるを得ない状況になっている世帯（支援やサービスに繋がっていなかったり、親が支えなければ本人の生活が立ち行かない状況）がまだまだある。	・大阪府地域生活促進アセスメント事業の大阪市で活用する仕組みを早々に構築し、施設入所待機者に急ぎかつ丁寧にアセスメントしていくこと。 ・どんな支援があれば親がかりでなく地域で生活していけるか分析し、制度サービスの充実、地域の社会資源として重度障害者を受け入れることが出来るＧＨや、支援者人材の確保、重度訪問介護が知的障害ある方たちももっと活用できるようにしていくこと。 ・大規模災害時に備えて平時から、重度障害者が地域で過ごせるよう、地域への障害啓発を障害福祉行政の役割としても積極的に行っていくこと。	施設入所支援については真に必要な人への支援とし、可能な限り地域で生活を継続することができるよう、地域において適切なサービスにつながるように支援を行う必要があります。 地域における受け皿の一つである共同生活援助（グループホーム）事業所に関しては、福祉局において大阪市障がい者グループホーム整備費補助事業を実施しており、強度行動障がいや重度障がいのある方を受け入れる場合に必要な住宅の改造等に要する諸経費について補助しております。 重度障がいのある方や、強度行動障がいのある方については、受け皿となるグループホームに対して、移行時の調整にかかる人員確保のための経費や、個々の障がい特性に対応するための宅改造に係る改造費補助を設け、グループホームにおいて強度行動障がいのある方を受け入れやすい環境を整備しているところです。	障がいのある方が、住み慣れた地域で必要な相談、支援を受けながら生活することは重要であると考えています。 引き続き入所待機者の実態把握に努めるとともに、今後も、障がいのある方を支援する人材の確保のため、事業所が適切かつ安定的な運営を図ることができ、支援の実態に即した報酬単価の設定となるよう、他の指定都市等と連携しながら国に要望していくこととあわせて、障がい福祉サービス等事業所に従事する方に向けた様々な研修並びにグループホーム整備費補助事業の実施等、引き続き必要な取組みを行っていきます。

【令和７年度　その他の課題】

類型	No.	区名	報告のあった課題				施策の状況	
			件名（標題）	課題認識	区における取組状況	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
障がい児支援	6	城東区	「児童計画相談支援事業」の質量の拡大について	児童計画相談支援事業所・相談員の不足と専門職としての質的向上	城東区として自立支援協議会の相談支援部会や児童部会で協議し、共通の課題として共有してきた。児童部会では、児童デイの情報がみつけられやすいように「デイどこ」を作成、HPに掲載。また、SNSから相談を受け、紹介につながる工夫を行っているところ。 基幹相談支援センターとして関係機関（相談支援・こども相談センター・区子育て（こサポ、家児相）・区保健・学校・医療機関など）との事例を通じたネットワークづくりをすすめている。	・事例検討会や相談として具体的な動きがわかる研修会の開催 ・協議会児童部会に対する援助 ・行政機関（こ相・区）からの情報提供・交流会のよびかけ ・特に保育園・小中学校との連携組織づくり	本市の障がい児相談支援の利用率は52.5%（令和7年3月時点）となっており、約半数がセルフプランにより障がい児通所サービスを利用している。 障がい児の心身の状況のみならず、置かれている環境や、家族ニーズなども踏まえ、事業所とも連携した総合的な支援を実施するためには障がい児相談支援の利用が望ましいと考えており、15歳以降のセルフプランによるサービス利用者が更新する際には、障がい児相談支援のビラを更新書類等と合わせて送付し、障がい児相談支援の利用勧奨に努めています。	障がい児の支援にあたっては、相談支援が必要という認識のもと、引き続き利用勧奨に努めます。 また、令和６年度の報酬改定により、障がい児相談支援の基本報酬単位数の引き上げが図られたものの、相談支援員の不足などにより相談支援に対応できない場合があることや、モニタリング以外にも多くの基本相談に応じる必要がある点などを踏まえて、質の高い相談支援体制に向けた報酬体系となるように各政令市とも連携し、国に対して要望を行っていきます。
	7	住之江区	障がいがあり、かつ生活困窮や外国籍など複合的な課題がある子どもへの支援について	表題の子どもたちに対し、成長の土台作りの早期に対人関係づくりや理解、認知のサポートがあればその後の困難が軽減されると感じるが、支援がない状態である。特別支援サポーターなどの制度があっても従事できる専門職がいなくて使われていない。外国籍の子どもは地域で使える資源が少なく、地域の支援機関へのサポートがあればもっと活用できると感じる。国の「児童育成支援拠点事業」や「子ども若者支援地域協議会」など子どもや若者に使える制度はあるのに大阪市では実施されていない。	・特別支援サポーターとして地域の障がい福祉従事者が兼務できる仕組みを模索しているが、非常勤職員しか兼務できないため難しい。 ・子ども部会で小学校と現状を共有できる機会をつくったり、事例検討を一緒に行える機会をつくっている。	・放課後等デイのサビ管や管理者の業務として学校での兼務を少しでも認めてもらえないか。 ・状況が難しくてもデイや障がい児相談の非常勤職員が兼務する動きを市としても推進できないか	障がいが重度・多様化していることをふまえ、各校からの申請をもとに状況を把握するとともに、校内指導体制等を考慮し、児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう、特別支援教育サポーターの適切な配置ならびに障がい理解、教員や管理職の指示のもとに行う具体的な支援の方法等について研修を実施しています。 児童発達支援管理責任者や管理者においては、業務として学校内の支援に従事することは認められていません。 〇児童育成支援拠点事業 令和７年度より、従来から実施している「あいりん地域及びその周辺に居住する児童を対象に必要な相談、助言及び指導等を行う事業」を「児童育成支援拠点事業」として位置づけ、西成区内の１箇所で実施しています。 〇子ども若者支援地域協議会 本市では「子ども若者支援地域協議会」は未設置ですが、「若者自立支援・ひきこもり支援関係局会議」において、困難を抱える子ども・若者への支援やつなぎ先の検討に資する情報共有を行っています。また、支援団体の代表者にもオブザーバーとして参画いただき、現場の知見を踏まえた連携を進めています。	引き続き各校の状況を把握し、必要に応じ関係課と連携しながら適切な支援に努めていきます。 障がい児が学校等により集団生活を送るにあたり必要な支援については、保育所等訪問を利用し、当該障がい児に必要な支援や手法を日常的に集団の中で関わる先生等に伝え、必要な連携を図りながら支援を構築していく必要があります。学校と事業所が適切な連携を図っていけるように、引き続き制度の周知等に取り組んでまいります。 〇児童育成支援拠点事業 引き続き、西成区内において「児童育成支援拠点事業」の実施に努めていきます。 〇子ども若者支援地域協議会 会議で得た情報は、関係所属の事業を個票・一覧に整理して各区へ共有し、相談対応や関係機関への円滑なつなぎに活用します。引き続き、関係機関との連携強化に努めてまいります。
	8	東住吉区	18歳を迎える子の区分認定調査にかかる適宜申請の案内について	認定申請手続きの案内（誕生日の３か月前より）前であっても、卒業後の進路の決定のために障がい支援区分認定調査を希望する場合には適時申請が可能だが、他区で申請を受け付けてもらえなかったケースがあった。 本ケースの原因は、区・局担当者の認識不足だが、そもそもの問題は「18歳到達月の３か月前の認定申請手続きの案内文書を受理していない保護者からも（前倒しで）適宜申請を受理できること」を福祉局として24区役所や保護者へ周知していない点である。 （前倒しで）申請できないと思い込み、案内文書の送付を待っている保護者・児童は卒業後の進路をなかなか決められないという不利益を被っている。	東住吉区地域自立支援協議会（本会議）の委員である府立東住吉支援学校准校長にも当該課題を共有し、児童・保護者が不利益を被らないよう連携している。	認定申請手続きの案内（誕生日の３か月前より）前であっても、卒業後の進路の決定のために障がい支援区分認定調査を希望する場合には適時申請が可能であることを保護者・児童へきちんと周知すべきである。	18歳到達に伴う障がい支援区分認定申請の手続きについては、18歳となる誕生日の３か月前に申請書等を送付し、申請勧奨を行っています。 また、認定事務センターで申請勧奨を行ったもののうち、申請がない場合は、再勧奨を認定事務センターで行うとともに区保健福祉センターへ情報提供を行っています。	大阪市HPおよび障がい児支援に関する周知ビラに、18歳到達に伴う申請手続きとして、申請（更新）勧奨後に限らない旨を記載し周知してまいります。

【令和７年度　その他の課題】

類型	No.	区名	報告のあった課題				施策の状況	
			件名（標題）	課題認識	区における取組状況	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
多言語対応	9	都島区	外国にルーツを持つ障害児、保護者の発達支援について	・区内において、外国にルーツを持つ障害児の方の利用申し込みが増加傾向にある。国籍が多岐に渡り通訳者、翻訳者の確保ができず、特性としてもコミュニケーションが難しい児童に対して正確な子どもの発達の評価が難しい。親への配慮も文化の違いもありコミュニケーションの壁が生じている。また、言葉だけでなく書類等の理解も難しい。 ・保護者にも障害があり言葉の難しさだけではない場合もありより子どもの支援が難しくなっている。	速やかに支援に繋ぐことが難しかったり、意思決定の理念の中で実務に関わる者に過重な負担がかかっている。行政の窓口対応でもサービスの説明等にも困難が生じている。翻訳アプリを利用しているケースがほとんど。	現状の把握に努め、他の自治体との事例の共有や研修の充実。障害福祉の理解のある通訳者、翻訳者の養成と確保。 区内にある各国のコミュニティーなどに通訳等のお願いをするなど、地域での対応ができるよう協力関係を築ける方法を構築する。	本市が多文化共生社会の実現のために必要な施策を進めるにあたっての方向性を示す「大阪市多文化共生指針」を令和2年12月に策定（令和6年11月一部改訂）し、本指針行動計画に沿って施策を推進しており、多文化共生施策推進本部会議において、当該行動計画に基づく各所属における好事例や取組の共有や課題の検討などを行っている。 各学校園の状況を把握するとともに、学校園が子ども一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう、学校園訪問や指導助言等を行っている。	多文化共生施策推進本部会議において、課題を共有するとともに、課題解決に向けた検討を各所属や関係機関とともに行っていく。 引き続き学校園への適切な指導助言に努めていく。
	10	淀川区	外国籍（日本語対応不可）の児童へのサポートについて	外国籍の子供の通所が増えているが、日本語への対応が可能な児童が大半である。 日本語対応が不可の児童が通所しているケースは少なく、区役所から各施設につなぐことが難しい状態であると考えられる。	翻訳アプリなどを活用して対応しても、専門用語に対応しきれない。また、文化や生活習慣の違いによる対応の難しさもある。	５領域プログラムの公表が義務付けられたが、英語対応可能かも公表することが望ましい。	事業所の公表項目に、外国語対応はなく外国語対応が可能な事業所もほとんどないと考えられる。	日本語での対応ができない障がい児に対しての支援について、実際の事例なども踏まえて現状の把握に努めます。
ひきこもり支援	11	淀川区	ひきこもり状態にある人に対する障がい福祉サービス等の周知強化	支援を必要とする障がい者に、障がい福祉サービスなど支援に関する情報が届いていない。	地域住民や支援関係機関等からの相談により把握できた事例については、課題に応じ障害者総合支援法にもとづく協議や「つながる場」における会議等により関係機関との情報連携を行っている。また、総合的な相談支援体制の充実事業における連携強化会議「夢ちゃんワンチーム」において、相談支援機関がアウトリーチ等で課題把握し適切な支援につなげられるよう「相談チェックシート」を作成し、ひきこもりにより支援拒否に至っているケースについても相談につながるよう活用を進めている。 ただし、ひきこもり状態にある方の人数や、そのうち適切な支援につながっている割合など、ひきこもり状態にある人への支援状況の実態が把握できていない。	区内に何名ひきこもり状態にある人がいて、どのようなニーズや支援ができるのかを検討し、把握する必要がある。希望に応じた支援につながるために、広報誌やＨＰを利用し障害福祉サービス等の情報発信を行う。 普通学校等に通われている方にも障がい福祉サービス等があることを周知発信し、学校経由で支援を必要とする家族に伝わるようにする。	本市のひきこもり状態にある方の割合やひきこもりに至るきっかけ、関連する要因等を把握し、ひきこもり支援施策を検討するための基礎データを得ることを目的として、令和２年度に生活状況に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）を実施し、ホームページに掲載しています。 その結果、調査時点（令和元年12月末）において「ひきこもり群」に該当する方は、子ども・若者群（満15歳～満39際）約1.7万人、成人群（満40際～満64歳）約2.4万人と推計されました。他にも相談に対する意識等項目もありますので、ご参照ください。	こころの健康センターでは、ひきこもり電話相談、LINE相談、医師による専門相談、家族教室等を実施しています。また、ひきこもりに関する相談機関や居場所についても情報発信しています。ひきこもり状態にある本人や家族、支援者が必要な情報や支援につながることができるよう、今後も引き続き周知していきます。また、支援者向けのひきこもり支援のスキルアップのための研修、普及啓発のための市民講座についても引き続き実施していきます。
見守り支援	12	淀川区	セルフネグレクト状態にある障がい者への緊急対応	セルフネグレクトは障がい者虐待防止法における虐待認定ができないため緊急性が危惧されるケースであっても介入が難しく問題が長期化する傾向にある。特に精神疾患や障がい特性などにより適切な判断能力が発揮できず支援を拒み続けた結果、支援に繋がらないまま緊急性が高まり命を落とされるケースもある。 また、セルフネグレクトに対しての緊急性を判断するのが誰かも不明確であり、入院などが必要なケースであっても本人が拒んだり、措置の対象とならず衰弱状態に陥る要因となっている。	地域自立支援協議会における法定会議やつながる場の開催により支援方針の検討や多職種連携の機会としている。また、精神疾患の疑いがあるケースについては区の保健師が支援者と同行訪問を行い健康状態や医療の必要性確認を行っている。	セルフネグレクト支援に対して、緊急対応が必要かの判断ができる仕組み(フローチャート)を明確にしていただきたい。 医療に繋がっておらずセルフネグレクトにより生命の危険性が危惧されるケースについては、精神科などの専門医が公費負担により実態把握の為に訪問し、行政とともに緊急性と措置の必要性について判断する仕組み・制度を創設していただきたい。	障がいのある方が、生活に必要な福祉や医療サービスを求める行為を行わずに、外部からの勧めに対しても拒否するなどして、地域で孤立し健康的な生活が維持できていない状況（いわゆる「セルフ・ネグレクト」）を発見した場合は、個々のケースに応じて、つながる場、区の地域自立支援協議会等において支援方針の検討や多職種連携等を行うほか、区の保健師が支援者と同行訪問する等により対応・支援を行っています。	セルフ・ネグレクトは、障害者虐待防止法にいう障がい者虐待の定義には含まれていませんが、生命・身体・財産に重大な危険が生じるおそれのあるセルフ・ネグレクト状態にある場合等、必要に応じて、障害者虐待防法の取扱いに準じて対応することとしています。 引き続き、各区において、本市の障がい者虐待対応マニュアルにある「セルフネグレクトのサイン」の有無を確認し、サインが認められれば、相談支援事業所等の関係機関と連携して対応します。 また、各区から福祉局へセルフ・ネグレクトへの支援に関する相談が寄せられた際は、養護者による障がい者虐待に関する専門相談（弁護士・社会福祉士への相談）の活用を促します。

【令和７年度　その他の課題】

類型	No.	区名	報告のあった課題				施策の状況	
			件名（標題）	課題認識	区における取組状況	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
災害等対応	13	都島区	福祉避難所の充実	大規模災害時に障害児者が避難所に行けず、倒壊しかけの自宅や車中泊で過ごしている状況は今なお続いている。障害児者も安心して過ごせる福祉避難所の充実をもっと図るべきである。	当事者参画の地域防災訓練も試みてはいるが、区域でなかなか全体化されない。指定避難所のバリアフリー状況や支援体制が市民区民に情報提供されていない。	・指定避難所のバリアフリー状況、支援体制状況を当事者に情報提供する。 ・福祉避難所の拡充（一定数から増えていない現状も踏まえ、福祉サービス事業所以外にカラオケ店等にも拡充する） ・福祉避難所に直接避難できるようにする。 ・個別避難計画も活用した当事者参画の地域防災訓練を市域全体で実施する。それを市の地域防災計画にも盛り込む。	本市では、「避難所開設・運営ガイドライン」において、災害時避難所では、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象として、バリアフリー等に配慮した福祉避難室を設けることとしています。 福祉避難所については、各区役所及び関係局が連携して拡充に向けた取組を進めています。 なお、本市の福祉避難所は、福祉避難所となる施設の入所者の安否確認や建物の安全確認及び施設職員等の人員確保ができた後、受入れ可能となった時点で福祉避難所を開設するため、福祉避難所への直接避難はせずに、まずは災害時避難所へ一旦避難していただくこととしています。	引き続き、各区及び関係局が縦割りになることなく、福祉避難所の拡充など、要配慮者が安心して過ごすことのできる環境の整備に向けて、しっかりと連携して取組を進めてまいります。
社会資源	14	都島区	24時間体制の中で相談支援事業所が求められているものは何なのか	地域定着や地域生活拠点等相談支援事業者に対する24時間体制が求められているがその具体的な内容はどのようなものになっているのか不明瞭である。	相談支援事業所はなんでもしてくれるところという他機関やご家族のイメージがあるため、その都度相談支援事業所とは何か、利用調整が基本であり、できること、できないことがあることなどを丁寧に説明し、理解を得るよう努めている。	区や関係機関での判断がある程度統一されるように判断基準を示す必要がある。また、関係機関や利用者自身、ご家族などにも理解されるよう分かりやすくしたものを発出するなど周知することも必要である。	相談支援事業所については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく運営規程（サービスの内容及び提供時間の記載あり）により、サービス提供の実施をしていただいております。	引き続き、必要な相談支援が円滑に提供されるよう、支援力の向上、後方支援の充実などに取り組んでまいります。なお、基本相談支援について報酬上適切に評価されるよう、国に働きかけてまいります。
	15	生野区	福祉サービス事業者における支援者の人材不足について	慢性的に人材が不足しており、特に若い働き手が少なくなかなか定着しない。	人材不足解消に向けて、実情を踏まえ改善に向け課題を局へ伝える。	処遇改善のほか、介助者資格取得、介助者募集のための事業所の補助等、障がい者を支える人材確保策の検討が必要である。	令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい支援区分ごとの基本報酬について、重度障がい者の受け入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえた見直しが行われ、重度障がいのある方への支援や職員の配置等、サービス提供の実態に応じて加算する報酬体系に見直されております。また、障がい福祉分野の人材確保のため、処遇改善を行うとともに、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされ、全体で1.12%のプラス改定となっております。	障がい福祉サービス等にかかる報酬については、全国統一の制度であり、国による適切な報酬の設定により対応するべきものであることから、支援の実態に即したものとなるよう実態の把握に努めるとともに、本市として指定都市共同提案などの機会を通じて、国に対し引き続き要望してまいります。
	16	港区	福祉サービス事業者、特に移動支援の人材不足について	移動支援を希望する障がい者の自立の促進や生活の質の向上を図るため、移動支援を担う人材を増やすような取り組みの実施が必要	令和６年度港区自立支援協議会ヘルパー事業所連絡会では、「移動支援のヘルパーとなるための研修を地域自立支援協議会で行うことができるのであれば、港区内のヘルパー人材を増やすため、講師をしても良い」と複数名の有志から名乗りがありました。	まずは、移動支援を必要とする方が利用できるように、移動支援の資格取得のための研修を地域自立支援協議会で自主的に実施できるようにしてください。地域が人材を育てる後押しをしていただけるように是非ご検討ください。 また、これを通じ、今後も障がい福祉に関わる人材の増加とともに、その質の向上にもつながる取り組みを検討してください。	移動支援従業者養成研修については、大阪府移動支援従業者養成研修実施要項に基づき、大阪府が事業者の指定を行い、指定を受けた事業者が大阪府移動支援従業者養成研修事業実施要領のカリキュラムに基づき、研修を実施しております。	研修の開催件数や参加者の充足状況等を大阪府に確認し、必要に応じた連携を行いながら適切な支援が確保されるよう努めてまいります。 また、他都市の制度を参考に、グループ支援の導入によるヘルパー不足の解消の是非について、研究と検討を行ってまいります。
	17	生野区	移動支援事業所は多いが、対応できる事業所がほとんどない	移動支援事業所は、報酬単価が極めて低く、処遇改善加算が適用されないため事業所運営が困難な状況にあり、介助者の確保が難しく、派遣調整に支障をきたしている。 また、利用者のニーズに対応できる長時間利用や休日の派遣調整が難しく、結果として社会参加や余暇活動の機会が制限され、現在の制度が社会参加を阻害する要因となっていると思われる。	移動支援の制度全体の見直しや報酬単価の改善が必要であると考えるため、実情を踏まえ改善に向け課題を局へ伝える。	移動支援が十分に提供されることで、障害者は余暇活動や地域社会と社会参加が促進される。しかし、現行の制度では、その機会が十分に保障されていない。社会全体が障害者の生活を理解し、支援の必要性を認識することが重要であり、移動支援の充実によって、共生社会の実現が期待される。 移動支援は、障害者が日常生活を円滑に過ごすために不可欠なサービスである。特に、社会参加の機会を確保するためには、移動の自由が重要であり、こどもの時間を増やすなど制度の改善も含め、適切な支援が求められる。	移動支援事業は障がい者総合支援法に定められた地域生活支援事業の市町村必須事業であるため、報酬単価の設定や事業の対象者などは各自治体の裁量の範囲となっております。 また、介護給付費（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）等の障がい福祉サービスで対応されていない部分を補完する形で制度設計されていることから、本市では介護給付費の基準や他都市の基準、社会生活基本調査の結果などを参考にひと月あたりの支給基準時間数や対象者を定めております。	今後とも他政令指定都市の状況等も確認しながら、個々の状況を踏まえたサービス実施方法の検証に努め、必要に応じて見直しをはかってまいります。

【令和７年度　その他の課題】

類型	No.	区名	報告のあった課題				施策の状況	
			件名（標題）	課題認識	区における取組状況	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
社会資源	18	住吉区	移動支援の利用が難しくなっている問題について	障がい者児の移動支援について、移動支援の単価が低すぎることや、この間の福祉の人手不足、最賃アップの必要性等も相まって、移動支援事業所・ガイドヘルパーが減っており、新規利用者を受け入れてもらえる事業所が全く見つからない、既利用者も利用を維持・拡大することができない等、大変厳しい状況に陥っている。	現時点において移動支援の利用が必要な相談があった際には、相談支援事業所では区域を越えて他区まで利用可能な事業所を探しているが、それでも見つからない。事業所が見つかるまでの間、やむを得ず相談支援事業所等で無償で対応し続けなければならない状況も生じており疲弊している。	福祉業界は全般的に担い手が不足している状況もあるが、それ以上に移動支援の単価が低すぎることがヘルパー・事業所不足の状態に拍車をかけていることから、厳しい財政事情ではあるが移動支援のサービス基盤を守るために、来年度からの単価の大幅なアップをぜひとも検討願いたい。	移動支援事業は障がい者総合支援法に定められた地域生活支援事業の市町村必須事業であるため、報酬単価の設定や事業の対象者などは各自治体の裁量の範囲となっております。 報酬単価については障害者自立支援法施行前の支援費制度における全国一律の報酬単価及び給付実績に基づき設定し、その後複数回の増額改定を経て、令和２年４月からは１時間あたり1,900円としております。 本事業については、毎年事業費は増加している一方、統合補助金であることから、国から十分な財政措置がされておらず、国庫補助金の受入れは不十分になっております。	今後も安定的に事業を実施するため、他の指定都市等とも連携しながら移動支援事業を個別給付とすることや適切な財政措置を行うよう、引き続き国に働きかけていきます。
事業者指導・質の向上	19	都島区	就労系事業の課題	①在宅での業務内容と工賃15,000円の問題 ②同法人内での抱え込みの問題 ③就労Aと同法人内での一般雇用の問題 ④就労Aの短時間労働と社会保険の問題	あまりにも悪質と思われる所は市の運営指導課に電話をしている。しかし、運営指導課の電話が通じないため対応に苦慮している。	通報が適切に担当部署につながるよう早急に対策し、行政として通報で得た情報を元に適切に事業所へ指導を行っていただく必要がある。	たが、現在は、電話がつながりやすくなっております。 また、就労系事業への運営指導につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の法律に基づく遵守すべき基準の違反等に該当する場合は、事業者に対し厳格に指導等を行っております。	引き続き、障害者総合支援法や国通知等に基づき、指定障がい福祉サービス事業等の質の向上や支給の適正化を図るため、厳格に指導等を行ってまいります。
	20	淀川区	就労継続支援Ｂ型の事業実態の把握について	就労継続支援Ｂ型の事業所が増えており、ステップアップに結び付かない支援や質の低さを感じる。	計画相談がある受給者については、就労についてステップアップできるように、相談支援専門員等が事業所や本人に課題提起をしている。又、状況により相談員等から事業所や区役所、運営指導課等への相談をしている。	就労についてのステップアップしていけるよう、又個別の様々なニーズに沿った支援提供へとつながるように、在宅ワーク等についての実態を把握、集団指導の在り方を検討していく必要がある。	就労継続支援Ｂ型の指定申請時には、事業計画書及び収支予算書の提出が必要であるため、事業の実態を把握した上で指定の審査を行っております。 また、指定後間もない就労継続支援Ｂ型事業所に対して、現地にて運営状況等の確認を行っております。	引き続き、就労継続支援Ｂ型の指定につきましては、厳格な審査及び指定後間もない就労継続支援Ｂ型事業所を対象に、現地確認を行ってまいります。 また、在宅支援のあり方について、留意事項に沿って集団指導にて周知を行ってまいります。
	21	生野区	就労継続支援B型の支援の質の向上	現在、区内の就労継続支援B型事業所の数は増加傾向にあり、利用者は自身の希望や適性に合った事業所を選択できる。しかし、不適切な運営や支援、不正受給に関する相談が増加しており、行政や関係機関による調査・対応が求められる。利用者が適切な支援を受けられるよう、事業所運営の透明性確保や連携強化が必要とされている。	就労継続支援B型事業所の不適切な事業運営に関する通報を受けた際は、必要に応じて局へ連携する。	就労支援事業所と相談支援事業所との連携強化	就労継続支援Ｂ型の指定申請時には、事業計画書及び収支予算書の提出が必要であるため、事業の実態を把握した上で指定の審査を行っております。 また、不適切な事業運営に関する通報を受けた際は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の法律に基づく遵守すべき基準の違反等に該当する場合は、事業者に対し厳格に指導等を行っております。	引き続き、障害者総合支援法や国通知等に基づき、指定障がい福祉サービス事業等の質の向上や支給の適正化を図るため、厳格に指導等を行ってまいります。
	22	東住吉区	就労継続支援B型在宅利用の実態について	サービス利用者に在宅作業をさせない、あるいはごく簡単な作業を行わせ、月に15,000円を渡す（生活保護の収入認定にかからない程度の収入）本人支援にはなっていない就労継続支援B型事業所が見られる。 必要書類は整っているため行政的な手続きとして問題はないかもしれないが、B型ガイドラインに定める障がい者支援は到底実現できていないと考える。	区の窓口で「在宅利用に係る申立書」を提出を求め、在宅でのサービス利用における支援効果等について確認している。 また、介護サービスを利用している65歳以上の人からB型利用の申請があった際は、事業者（計画相談や就労支援事業所）に対して、ケアマネと連携しているかを確認している。	セルフプランのあり方を再考し、在宅利用する場合は計画相談の利用を必須化するような仕組みの導入、また、福祉事業者の実態をもっと透明化できるよう、実態調査を強化するといった対策が求められる。	指定後間もない就労継続支援Ｂ型事業所については、現地にて運営状況等の確認を行っておりますが、それ以外の事業所については国の指導指針に基づき運営指導において確認を行っております。 不適切な事業運営に関する通報を受けた際は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の法律に基づく遵守すべき基準の違反等に該当する場合は、事業者に対し厳格に指導等を行っております。	引き続き、就労継続支援Ｂ型の指定につきましては、厳格な審査及び指定後間もない就労継続支援Ｂ型事業所を対象に、現地確認を行ってまいります。 また、障害者総合支援法や国通知等に基づき、指定障がい福祉サービス事業等の質の向上や支給の適正化を図るため、厳格に指導等を行ってまいります。

【令和７年度　その他の課題】

類型	No.	区名	報告のあった課題				施策の状況	
			件名（標題）	課題認識	区における取組状況	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
事業者指導・質の向上	23	東住吉区	障がい者の雇用促進の実態について	企業が障がい者雇用率を上げるために自社の本来業務とはかけ離れた業務を外部に委託し、そこで障がい者を働かせるといったケースがある。また、一部の就労定着支援事業所では、当該事業所の隣室でサービス利用者が働き、「企業への就労定着を支援しています（雇用主は企業）」と謳っているケースもある。 障がい者の社会参加の側面を無視し、雇用率だけを上げようとする一部の企業のやり方に福祉サービス事業者が加担している事例ではないか。	特になし	福祉事業者の実態をもっと透明化できるよう、実態調査を強化するなどの対策が求められる。	就労系事業につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の法律に基づき現地にて運営状況等の確認を行い、遵守すべき基準の違反等に該当する場合は、事業者に対し厳格に指導等を行っております。	引き続き、障害者総合支援法や国通知等に基づき、指定障がい福祉サービス事業等の質の向上や支給の適正化を図るため、厳格に指導等を行ってまいります。
	24	西成区	障がいサービスの利用について	現在、障がいサービスの利用については障害者手帳の所持者、難病・精神通院医療を受けているものとなっている。その中で精神障がい者の場合、医師の診断書（主治医が記載し国際疾病分類ICD-10コード記載し、精神障がい者であることが確認できる内容）でも利用できることとなっている。これにより就労継続支援Ｂ型の利用者が急増し本来あるべき姿のサービス内容とは程遠い状況で障がいサービスの制度が悪質な貧困ビジネスとして利用されている。また、在宅利用により実際自宅で訓練しているかも把握できず、色塗りや植木の水やり、折り紙などの作業で訓練とは程遠い状況となっている。また、通所の場合も無料で食事を提供しご飯だけ食べてハンコだけ押して帰ってくるというケースも散見される。また、要介護４・５の高齢者にも就労継続支援Ｂ型を利用させている。ある程度の規制を設ける必要がある。	新規申請時、業者が新規申請を行う場合は必ず本人自署の委任状の添付及び区役所での概況調査の実施 委任状の偽造が多いため概況調査写し交付時に本人からサインをもらうようにしている	新規申請時、精神障がい者の診断書のみでのサービス利用の制限や介護保険サービスとの整合性の確認をしていくこと。 サービスの必要性を確認するためのアセスメント機能の充実やそのシステム作りが必要。	厚生労働省の作成する介護給付費等に係る支給決定事務等についての事務処理要領において、給付の対象となる障がい者の確認方法として ウ 精神障害者 以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。 ①～④省略 ⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等 となっております。 しかしながら、課題として挙げられているような事案があるということは各区からの情報提供などもあり、認識しております。	給付の対象となる障がい者の確認方法については、国の事務処理要領に記載のある事項であるため、他都市とも連携しながら、必要に応じて国に対して要望することを検討して参ります。 就労系サービスの在宅利用などについては、国において、具体的な対象者要件や支援内容など、在宅支援の支給決定基準を明確化すること。在宅支援における報酬区分を創設し、特定の事業所において在宅支援の割合が一定の範囲を上回る場合は、通所利用との業務量の違いを考慮し単価に差異を設けることや、事業所が適切な支援を提供した場合に限り報酬算定できるよう、報酬算定に必要な支援の内容等の基準を厳格かつ具体的に定めることなどの見直しを行うことなどを二十一大都市要望などを通じて国に対して要望しており、今後も引き続き要望を行って参ります。
差別・合理的配慮	25	生野区	外出時の交通機関利用における問題	乗車料金割引制度を利用する際、円滑に交通機関を利用できないと感じることが多い。	障がいサービスの利用上の課題を局に伝えるとともに、制度の正しい理解を図るための周知徹底を図る。	交通機関乗車料金割引証の利用にあたって、駅員の対応が必要とならないような仕組みに改善する等、利用者がサービスを利用するにあたって不利益を被らないような仕組みが必要である。	大阪市では、障がいのある方等の福祉の増進を図るため、Osaka Metro（オオサカメトロ）や大阪シティバスを無料若しくは半額でご利用いただける乗車料金の福祉措置を実施しています。半額でのご利用となる乗車料金割引証の利用は、券売機で「福祉」ボタンを押して特別割引乗車券を購入いただきますが、駅券売機に「福祉」ボタンがない場合は、インターホンを押して、インターホンの下の台に割引証を置いて示す方法をお願いしております。	無料乗車証につきましては、利用者の利便性向上等のため、令和９年度からのＩＣカード化に向けた取組を進めていますが、割引証については、今後の実現に向けて検討を続けているところです。さらなる利便性向上等に向け、いただいたご意見を参考にしてまいります。
	26	東住吉区	視覚障がい者等の情報保障について	視覚障がい者がマイナンバーカードで病院を受診した際、顔認証付きカードリーダーの画面が見えにくいため困っている、という声が区地域自立支援協議会に届いている。 保険証の廃止などを伴うマイナンバーカードの利用促進は社会的に大きな制度変更であるため、視覚障がいをはじめ、さまざまな障がいを抱える方に十分な情報保障が求められる。	各窓口において、視覚障がいをはじめ、さまざまな障がいを抱える方に対してわかりやすい説明、案内に努めている。	大阪市として引き続き、障がい者の差別解消に向け、「環境の整備」を行うよう努めるとともに、事業者に対しても「障害者差別解消法」の趣旨を啓発していく。	本市では職員が障害者差別解消法を正しく理解し、適切な市民対応を行うため、職員対応要領を定めており、毎年全職員に対し障がいを理由とする差別の解消に関する研修を行っています。また、障害者差別解消法の趣旨を理解していただくことを目的として、令和５年より市民や事業者向けの出前講座を開催しています。	障がい者差別に率先して取り組む主体として、障がいを理由とする差別の解消に向け、より効果的な手法を検討しながら、周知・啓発を継続して実施していきます。

【令和７年度　その他の課題】

類型	No.	区名	報告のあった課題				施策の状況	
			件名（標題）	課題認識	区における取組状況	解決に向けた方策案など	**現状**	**今後の予定・方向性**
差別・合理的配慮	27	東住吉区	合理的配慮に欠けるサービス変更にかかる対話の制度化について	近鉄電車の一部駅の無人化に伴い、「（無人化後は）無人駅での介助は連絡をいただいてから30分いただきます」という趣旨のビラが取扱い変更直前に駅周辺で配布されていた。車いすの利用者はスロープを置いてもらわないと乗車ができず、突然の取扱い変更に戸惑っている。 変更された後に（障がい者団体等が）サービス改善の申し入れをしていくには非常に労力がかかる。	R6.12.13　東住吉区地域自立支援協議会全体会で弁護士を招聘し、『おしえて！改正障害者差別解消法～誰もが共に生きる社会の実現のために～』をテーマに「合理的配慮」とは何かについて区民向けの講演会を実施。	合理的配慮に欠ける変更について、変更が実施される前にサービス実施者と障がい者団体等との対話を義務化するなど、一定のルールを自治体で定め、障がいがある人たちの声を積極的に拾う仕組みを構築してほしい。	多くの障がいのある方たちが利用する公共交通機関が事業体制などの変更を行う際、その変更により利用者にどのような影響が生じるのか、あらゆる事態を想定して対応していただく必要があると考えます。	本市として各事業者の事業体制などの変更について、事前に把握することは困難ですが、合理的配慮の提供や環境の整備について、さまざまな事業者から当課あてに相談いただくこともあるため、障がいのある方からの配慮を求める声に対し、適切に対応いただけるよう、連携していきたいと考えます。
制度内容	28	旭区	移動支援のサービス対象者について	移動支援の身体障がい者（児）の対象要件が厳しく利用しにくいものとなっている	－	外出時に支援が必要な身体障がい者（児）において、本制度が利用できるよう、知的や精神障がいの方に使用されている聴き取り項目表等を参考に、必要性の有無が判断されるべきである。	移動支援事業は障がい者総合支援法に定められた地域生活支援事業の市町村必須事業であるため、報酬単価の設定や事業の対象者などは各自治体の裁量の範囲となっております。 また、介護給付費（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）等の障がい福祉サービスで対応されていない部分を補完する形で制度設計されていることから、本市では介護給付費の基準や他都市の基準、社会生活基本調査の結果などを参考にひと月あたりの支給基準時間数や対象者を定めております。	今後とも他政令指定都市の状況等も確認しながら、個々の状況を踏まえたサービス実施方法の検証に努め、必要に応じて見直しをはかってまいります。 なお、上肢（左右のうち片肢のみ１・２級）及び下肢（３級以上）に障がいがあり自身ひとりでは移動が困難な者等で外出に支援を要する者であれば、全身性障がい者に準じる者として移動支援の対象となる場合があります。
	29	旭区	日常生活用具給付事業　給付費限度額について	昨今の物価高騰の影響は日常生活用具の販売価格にも直結しており、半年に1度のペースで商品値上げがあるとの情報もあるなか、給付費の限度額は引き上げなくほぼ横ばいとなっており、費用負担の面で世帯の金銭的負担となっている。	－	給付費の限度額設定については、日常生活用具対象用品の販売価格高騰に関して市場調査を行うなどで、値上げに見合う限度額となるように設定する必要があると考えます。また自己負担に関しては、「世帯」の範囲を見直し、扶養義務者を除くなどして家族等の金銭的負担をより軽減できるような事業にしていく必要があると考えます。	・国が定める日常生活用具給付等実施要領において、実施主体である市町村は、用具の給付に当たっては真に必要な者に適正な用具をより低廉な価格で給付すること、種目の選定に当たっては同機能であればより低廉なものを給付できるよう努めることとされている。 ・そのため本市では、適正な給付額を設定する仕組みとして、従前から、医師や福祉用具等の分野に精通する有識者で構成する検討会議を設置し、物価の状況や新しい用具の開発・既存用具の機能充実などに関して専門家からの意見・助言を受けながら、毎年必要に応じて基準の見直し等を行っている。 ・令和６年度から全51種目の市場価格を調査し、本市検討会議委員からの意見等を受けながら、適正な基準額の検討を進めてきた。 ・その結果、令和６年度には４種目（点字タイプライター・視覚障がい者用時計（触読式・音声式）・聴覚障がい者用通信装置（FAX）・（電磁調理器）、令和７年度には、２種目（点字ディスプレイ・視覚障がい者用拡大読書器）を現在の市場価格に沿って本市基準額を引き上げることとした。	・今後も引き続き、市場価格の動向や他都市の給付限度額や利用者負担額の情報を収集のうえ、本市給付事業の利用状況の検証等を行い、検討会議において意見聴取のうえ、必要に応じて見直しを図る。
	30	東住吉区	子ども自身の障がいによって居宅介護を必要とする場合について	大阪市では、就学前児童に対するケアは保護者の養育義務の範疇とされ、就学前児童が居宅介護サービスを利用する場合、市との非定型協議を求められるため、非常にハードルが高い。	子ども自身の障がいによって居宅介護を必要とする場合は、所管局と連携し、速やかに非定型協議を行っている。	大阪市独自のルールで福祉サービスがあえて使いにくい仕組みになっているため、非定型協議の撤廃を望む。	未就学の障がい児に対する介助は基本的に保護者の養育の範疇と考えておりますが、こども自身の障がいによって居宅介護を必要とする場合は、区と福祉局での協議を経て、必要な支給決定を行っています。 また、NICU等退院直後の乳幼児期の医療的ケア児については緊急でより多くの支援を必要としている状態であることから、至急での対応が可能になるよう、簡素化した手順で支給決定を行える仕組みを作り運用しております。	こども自身の障がいによって居宅介護での支援を必要とする場合には、区役所と福祉局が連携し、速やかに非定型協議を行うことで、引き続き適切な支給決定に取り組んでまいります。

【令和７年度　その他の課題】

類型	No.	区名	報告のあった課題				施策の状況	
			件名（標題）	課題認識	区における取組状況	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
地域生活支援拠点等　地域移行・	31	西淀川区	入所施設・入院施設と地域との連携について	地域生活支援拠点等の機能の一つである「体験の場・機会」として、地域生活移行促進事業の対象者が拡充されているが、地域生活をイメージできていない当事者に対し、実際の地域支援の経験が乏しい入所施設や入院施設の職員がグループホームやヘルパー、相談支援専門員といった福祉サービスにつなごうとされることで、地域側の支援者が混乱することがある。	現在、入所者等地域生活移行促進事業のケースを受けているが、本人や家族が施設から制度の利用を勧められていたが、詳細がわかっていなかったため、制度を利用するために何度も遠方まで足を運び、説明を行った。この間、かなり時間も労力もかかっている。施設と本人のコミュニケーションが足りていないのか、本来の目的を理解しきれずに制度を利用することになってしまっている。	施策を考えたり、施設等に事業を周知している市の担当者の方が地域生活の場（GHや一人暮らし等）の実際を見て頂いたり、地域の支援者との意見交換等を行う等、地域の実情や実務面を知る機会を持って頂きたい。地域と施設の状況を踏まえて、施設等に事業を周知してもらうことで、施設側が当事者に地域生活について具体的にイメージができるように説明できると考える。市には施設と地域の間の媒介役になってもらいたいと考えます。	大阪市施設入所者地域生活移行促進事業については、令和4年度の事業開始以来、区障がい者基幹相談支援センターへの業務委託により実施しており、これまで6件の利用がありました。このうち、1件は地域移行支援の利用につながり、グループホームへの地域移行を実現しています。	本事業は体験の機会を提供するものであり、利用者が必ずしも明確な目的意識を持つに至るとは限りませんが、入所施設に対して機会あるごとに本事業の趣旨を周知するなど、引き続き円滑な事業実施に努めてまいります。
	32	東成区	地域生活支援拠点等の取組について	令和４年度から「地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス等事業者の登録」の取組を大阪市として行っているが、令和７年６月１３日現在で東成区の事業所が登録されていない。	令和５年２月の自立支援協議会にて委員に対して説明をしており、令和５年度以降申請があれば対応することとしている。	登録することによるメリット（給付費の加算額等）を明示したうえで、手続きを簡素化し、登録しやすい仕組みづくりを構築する必要がある。	地域生活支援拠点等の面的整備の推進に関して、令和7年11月末現在で、12区において44事業所が拠点等の機能を担う事業所として登録されています。	さらなる登録事業所の拡大を目指し、各区地域自立支援協議会などとも連携して登録呼びかけを行います。また、手続きなどに関して、登録していただきやすくなるよう、必要な改善を検討してまいります。
支給決定等	33	生野区	区分認定の遅れに関する課題	・区分認定の更新勧奨が送付され、利用者が速やかに手続きを行っても、認定に時間がかかりすぎるため、有効期限が切れても区分が確定せず、新規の場合サービスが使えなかったり、更新の場合、以前のサービスがそのまま提供が継続されるケースが多い。 ・認定結果の遅れにより、相談支援事業所において継続モニタリングの遡り請求ができない問題が発生している。	区分認定が遅れている状況や区分が下がる可能性がある場合は、引き続き、本人や相談支援専門員との連携を行う。	審査会の開催頻度を増やすことで区分が確定するまでの期間を短縮させるなど、利用者がサービスを利用するにあたって不利益を被らないような仕組みが必要である。	障がい支援区分の更新については、有効期限内に新しい区分を確定するために、認定有効期限の３か月前に更新勧奨を送付しています。また、障がい支援区分認定審査会については、開催頻度や審査件数を増やすなどし、速やかに区分の認定ができるよう努めています。	引き続き認定有効期限の３か月前に更新勧奨を送付するとともに、審査会の開催頻度や審査件数についても、審査件数の増加が見込まれるため、速やかに障がい支援区分認定を行うことができるように、年間開催予定数の基本回数を令和７年度の実績以上の開催数を設定いただくよう、より多くの各区合議体（審査会）に協力をお願いする予定としています。
	34	住吉区	「あんしんさぽーと」の緊急利用が必要なケースについて	当区のあんしんさぽーと事業について、人員不足のため昨年度は新規利用までに２年待ちの状態と言われ、今年度、少し改善されたもののまだ１年待ちの状態である。現在、あんしんさぽーとや成年後見の利用までの間にサポートできる仕組みがないことから、直ちに金銭管理の支援が必要なケースでは、あんさぽ等の利用開始に至るまでの間、誰が支援するかが課題となっている。	あんさぽの利用開始まで時間がかかり過ぎる問題について、当区では地域包括支援センター等、高齢者支援の分野からも問題提起されており、あんさぽ実施事業者である区社協と解決に向けて意見交換等も行われているが、支援員の人員確保が進まずなかなか解決できない状況にある。あんさぽ支援員の充足状況は区によって違いがあるようだが、人員数が厳しい所では区社協の努力だけでは問題解決できない。	局と市社協で解決策について協議し、あんさぽ支援員が不足している区などでは、以下の対応を可能とする仕組みを作り、全区社協に示して頂きたい。 ①親の死亡や入所、長期入院、あるいは親元からの自立、施設や触法ケースの地域移行など、緊急に金銭管理の支援が必要となるケースについては、「緊急利用優先枠」を設けて優先的に対応することを可能とすること。 ②支援員が不足している区では、近隣区とあんさぽ支援員を融通しあって派遣する「ブロック単位での対応」を可能とすること。 ③どの区においても、支援員の必要人員の確保を進められるよう、市からの補助額のアップ等財政的な支援策を検討すること。	・あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）につきましては、社会福祉法に定める福祉サービス利用援助事業として、大阪市社会福祉協議会が実施しており、事業のための体制整備、人員配置を行っています。 ・あんしんさぽーと事業に携わる人員不足については、募集するも、確保が難しい状況となっており、待機者が発生している区もあります。	待機者の解消に向けては、事務手順の見直しを行い、利用中の方で判断能力に低下が見られる方を成年後見制度へ移行させる取組を行っています。 また今年度からは近隣区での連携協力を行う取組も始めました。 引き続き、待機者の解消に向けた各種取組を進めるとともに、円滑な事業運営に必要な予算の確保に努めます。
	35	東住吉区	障がい児福祉サービス利用にかかる受給者証の発行について	保護者が子の児童発達支援等を利用するのに診断書等を取得しようとしても、こども相談センターや医療機関の予約は数か月先で、予約そのものが取れない場合も多い。社会資源が豊かになり、利用者の選択肢が増えても受給者証の発行に時間を要する現状がある。	保護者から相談があれば、必要に応じて医療機関等を案内している。	区役所に医師を巡回させて診断するなど、保護者のニーズに応えられる体制を整えてほしい。	こども相談センターでは、受給者証発行のための発達検査等は実施していません。児童発達支援等の利用希望者が以前にこども相談センターで検査を受けたことがある場合、区からの依頼を受けて記録の写しを送付することはありますが、こちらは速やかに対応しています。 障がい児の通所、入所サービスを利用する際には、障がいの有無を確認するために、障がい者手帳等のほか、まだ手帳等の認定を受けていない場合は医療機関の発行した診断書によりその障がい状況を確認し、必要なサービスを支給決定している。	引き続き障がい者手帳を取得していない障がい児が、スムーズにサービスを利用できるように、区において速やかに支給決定を行っていくとともに、医師の診断書の取得にかかる現状にも注視し、必要な支援を検討してまいります。

【令和７年度　その他の課題】

類型	No.	区名	報告のあった課題				施策の状況	
			件名（標題）	課題認識	区における取組状況	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
報酬算定等	36	生野区	グループホームにおける入院時の支援が困難	重度障がい者入院時コミュニケーションサポートの制度があるが、病院や状況により付き添いが出来ない場合がある。	入院時の支援制度全体の見直しや処遇改善が必要であると考えるため、実情を踏まえ改善に向け課題を局へ伝える。	入院時の支援が十分に提供されることで、障がい者が安心して医療を受けることができる。支援の必要性を認識することが重要であり、支援の充実によって、共生社会の実現が期待されることから、制度の改善も含め、適切な支援が求められる。	入院時の看護については医療機関において提供されるものですが、重度の障がいがあり特別なコミュニケーション支援が必要な方については、入院中も重度訪問介護を利用することができます。これまで入院中の重度訪問介護利用対象者は区分６の方となっていましたが、令和６年度の報酬改定において、区分４・５の方も利用可能となりました。 重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業については、日ごろから重度訪問介護を利用していない方で上記の支援が必要な方に対して同様の支援ができるように本市が行っている事業です。当該事業に対応可能な事業所は「居宅介護事業、重度障がい者等包括支援事業の指定事業者で、現に利用者へのサービス提供を行っている事業者」としており、共同生活援助事業所は当該事業の提供を行いません。 グループホーム入居者が入院された際には、個人単位で居宅介護または重度訪問介護を使っており対象者に該当する場合は、上記制度を利用することが可能です。また、グループホーム事業者が計画に基づき入院中の支援を行った場合は、入院時支援特別加算を算定することができます。	重度障がいのある方が入院時にも適切な支援が受けられるよう、障がい福祉サービスで対応可能な部分につきまして、引き続き適切な支給決定及び制度周知に取り組んでまいります。
報酬算定等	37	住吉区	地域移行を推進するための取り組みについて　～指定一般事業所の増加/請求条件に関する配慮事項の検討～	社会的入院の解消や、地域移行を推進していくにあたり、指定一般事業所の指定を受けている事業所において、地域移行支援などの実績が少ない背景や要因分析が必要。実感として、指定特定事業所も不足しており、少数体制での運営も多く、日々の業務を全うするだけでも精一杯という状況もあるだろう。月2回の訪問設定もやっとの想いで調整する状況もある。事業所側のいかんともしがたい事由により、月2回の対面による面会ができなかった場合、報酬は0円となり、当月内の実働に対する手当は完全無報酬となる。こうした状況は、事業所側の意欲も削ぎ、地域移行支援を担う事業所が減少していくことにもなりえる。ひいては、支援を必要とする人にとっての不利益となる。	区レベルでは、対応できる案件ではない。	実際に地域移行支援事業者が精神科病院まで本人に会いに行って、本人の体調の都合や医師の判断で会えなかった場合、病院職員・看護師等から本人の現在の状況等を把握した場合は、報酬が担保されるよう市で柔軟な解釈をして頂きたい。 入所施設や矯正施設等でも本人事由で会えないことは当然あり、他の自治体では柔軟に報酬算定されているとも聞く。直接面談できなかったからと言って報酬算定できないなら、どの事業所も地域移行に取り組むことなどできないことから、市で運用を見直し、必要なら国に対しても算定が可能であることを明確化するよう働きかけて頂きたい。	地域移行支援については、コロナ禍の影響が弱まるなど、その利用促進の取組が可能となってきています。なお、地域移行支援給付費については、指定基準において、おおむね週１回以上の対面による支援が求められているところ、報酬告示において、月２日以上の対面による支援を実施した場合に基本報酬算定が可能とされているところです。	地域移行を推進するために、本市が実施する精神科病院入院中の方を対象とした地域生活移行推進事業や、施設入所者地域生活移行促進事業などの活用も含め、地域での生活を希望される方を地域移行支援につなげる取組を進めます。また、本市には多くの指定一般相談支援事業所が存在することから、具体的に地域移行支援のサービスを提供いただけるよう、事業者への有効な働きかけについて検討してまいります。
	38	東住吉区	放課後等デイサービスの就学条件の廃止について	放課後等デイサービスは「就学」がサービス利用の条件となっており、万が一、高校を退学すれば児童発達支援としての利用はできるが、事業所として「放デイ」「児童発達支援」双方の指定がなければ、当該児童は通いなれた居場所（高校、放デイ）を同時に失うことになる。	特になし	障がい児支援の充実に向け、大阪市として放デイの就学条件の廃止を国に求めていく。	放課後等デイサービスについては、児童福祉法第６条２項２号により、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）に就学している障がい児（専修学校等に就学している障がい児を対象とすることが規定されている。 このことから、本市においても同様の取扱いとしており、引き続き支援を必要とする場合は切れ目なく児童発達支援の支給決定を行うなどにより対応している。	高等学校等を退学する場合においても、即座に日中活動の場を失うことなく、事前に相談を受けることができるように制度周知を行うとともに、高等学校年代の障がい児の日中活動等の状況についても把握に努めていく。

【令和７年度　その他の課題】

類型	No.	区名	報告のあった課題				施策の状況	
			件名（標題）	課題認識	区における取組状況	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
その他	39	西淀川区	いわゆる「福祉ホーム」への対応について	以前から高齢者・障がい者問わず入居可能なホームがあったが、最近区内においても数カ所開設している。介護保険ではサービス時間が足りないとのことで、入居高齢者の障がい福祉サービス申請が増えているが、本当に本人の意向によるものか、生活実態がわからないため、入居者の権利擁護の観点からも区全体で見守っていくことが必要と考える。	居宅介護やケアマネ等を当該ホームの関連事業所で行っていることもあるので、区としては、少人数づつ複数の指定相談支援事業所に担当してもらい、複眼で対応し、基幹相談支援センターとしても後方支援を行うこととしている。	担当者会議等を合同で開催する、状況は随時自立支援協議会にて報告してもらうなど、地域自立支援協議会全体で状況を把握していく。しかし関連事業所が区外にある場合、区単位では状況把握には限界があるため、市として現状を把握し、適切な対応が必要ではないかと考えます。	障害者総合支援法第80条に基づく福祉ホームではなく、法人等が自由に運営している、世話人（支援者）付き居宅としての賃貸住宅のことだと推察します。 居宅であるため法による設置基準等の定めがなく、居宅にお住いの高齢者/障がい者が、必要に応じて介護/障がいサービスを利用しているのと同様の取り扱いとなります。	介護保険との併給における、障がい福祉サービスの必要な支給量については、引き続き関係機関と協力しながら、個々の実態に即して区で適切に判断を行うようお願いいたします。
	40	東住吉区	指定障がい福祉サービス事業所等の情報更新について	福祉局で毎月更新している事業所情報は、実態として事業を廃止していても事業者から廃止届が提出されなければ掲載されたままである。	自立支援協議会の各種勉強会等の案内文を送付した際など、連絡がつかない事業所情報を区役所独自に随時更新している。	事業所を探している市民も拝見する情報であるため、区役所や基幹相談支援センターからの情報提供を元に実態調査し、廃止していると判断した事業所は掲載を取りやめるなど、迅速な情報更新に努めてほしい。	指定障がい福祉サービス事業所等の設置、変更及び廃止については、障害者総合支援法に基づく届出において事業所台帳の登録を行っております。 なお、指定の有効期間（６年）が満了するまでに更新申請の手続きを行わない事業所については、現地確認を行い、事業所の所在が確認できない場合は指定失効としております。	引き続き、障害者総合支援法に基づく届出において事業所台帳の管理ををを行ってまいります。
	41	住吉区	大阪市における講師料について	自立支援協議会で研修会を開催する際、大阪市の講師謝礼（報償金）の対象となる場合は支給されるが、基本の金額が4,300-7,100円/時となっているため、特に医者や弁護士等については、依頼を受けていただける講師が限られてしまう。	区においては講師の略歴などを基に、適切な講師料がでるよう報償金の基準で検討いただいている。	行政、民間の各支援者において、それぞれの質を高めるための研修は重要であり、講師も幅広く招聘できるように、報償金の基準額を見直す。	講師謝礼の基準については、「講師に係る謝礼金の取扱基準について」において、本市職員を対象とした講習会等における謝礼金の基準等を定めている。	「講師に係る謝礼金の取扱基準について」における対象範囲は「本市職員を対象とした講習会等」であり、本市職員以外を対象とした講習会等については基準の対象範囲外であるため、そういった場合は所属において報償金の額を定められたい。